次の各号のいずれにも適合するほか、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）が示す仕様書の基準を満足することを落札の要件とする。 ①資産、信用が確実であり、かつ技術、設備が良好であること ②会社が必要とする物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること ③製品が良好であり、かつ価格が低廉であるとともに数量、納期についても確実に応じ得ること ④会社の需要を長期にわたり円滑に満たし得ること ⑤会社の指定する訓練、技術支援、修理、部品提供等、当社に対して積極的協力が得られること ⑻落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。ただし、入札により落札者が決定しない場合には、経営的審査及び技術的審査に適合した者と随意契約方式により契約する。 ⑼詳細については、入札説明書による。

5 Summary ⑴The person who is responsible for this contract : Tatsuro Fukutomi, Director, Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company. ⑵Classification of the products to be procured : 07 ⑶Nature and quantity of the products to be purchased : Anorak about 950 sets ⑷Delivery period : From 1 April 2012 through 31 March 2013 ⑸Delivery place : as in the tender documentations ⑹Qualification for participating in the tendering procedures : None of the following items pertain to the prospective participant. ①persons against whom a judgment of incompetency or quasi-incompetency has been made. ②persons who have declared bankruptcy and are unable to be reinstated. ③persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity. ④persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down. ⑤persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract. ⑥persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company. ⑦persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct. ⑧persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause. ⑨persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties. ⑩persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past. ⑪persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts. ⑫persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance. ⑬persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract. ⑺Time-limit for tender : 10 : 00 31 October 2011 ⑻Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company, 2―20―68 Higashi-Tabata Kita-ku, Tokyo 114―8550 Japan TEL 03―5692―6066

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
平成23年10月5日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部 業務統括部長 中村 忠嗣
◎調達機関番号 601 ◎所在地番号 18
平成23年８月15日付（号外政府調達第152号）11ページ掲載の入札公告 第23―4412―２号「特殊燃料の交換用ハンドリングヘッドの製作」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年10月5日
日本中央競馬会
施設部施設総務課長 上山 隆太
◎調達機関番号 236 ◎所在地番号 13
1 工事概要
⑴ 品目分類番号 41、42
⑵ 工事名 ウインズ横浜Ａ館改築工事
⑶ 工事場所 神奈川県横浜市中区宮川町３―70
⑷ 工事内容
Ａ 建築工事
① ウインズ改築
構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積 約13,000㎡
投票窓口数 発売（自動109窓、有人20窓）、発払兼用55窓、受付６窓
※平日払戻所分を含む
② 既存建物改修
内容 既存ウインズの一部を所要の改修を行う。
改修面積 約5,000㎡
③ 解体撤去工事
Ｂ 設備工事
① 電気設備工事 １式
② 機械設備工事 １式
Ｃ 土木工事
外構工事、駐輪場整備、囲障工事他
⑸ 工期 平成28年２月29日まで
⑹ 本工事は、設計業務と建設業務を一括して契約するものであり、落札者の決定に際しては設計業務に係る金額及び建設業務に係る金額の提出並びに設計業務及び建設業務に係る技術の提案を求め、価格と技術によって落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
2 一般競争参加資格 入札参加希望者は、設計業務を担当する者（以下「設計担当企業」という。）と建設業務を担当する者（以下「建設担当企業」という。）によって構成される設計・施工連合体（以下「連合体」という。）とし、設計担当企業は１者、建設担当企業は２者までとする。なお、設計担当企業にあっては次の⑴～⑺に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。また、建設担当企業にあっては次の⑴～⑻に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であるか、次の⑴～⑺に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定ＪＶであって、⑻⑼の条件を満たしている者であること。
⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本会の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
⑶ 一般競争参加資格確認申請書提出期限日から開札の時までの期間に、本会の設計業務等委託契約または工事請負契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
⑷ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑸ 暴力団等の反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関与する者でないこと。
⑹ 設計担当企業にあっては、本会における平成23・24年度の測量・建設コンサルタント等のうち建築関係コンサルタントに係る競争参加資格の確認を受け、かつ、総合数値が80点以上であること。
建設担当企業にあっては、本会における平成23・24年度の建築一式工事に係る競争参加資格の確認を受け、かつ、横浜地区での工事を希望する旨の登録をしており、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,050点以上であること。
⑺ 平成３年以降に完成・引渡しを完了した工事に係る設計業務または建設工事について、次に掲げる実績を有すること。
イ）設計担当企業 以下の基準を満たす建築工事の設計業務を元請負人として実施した実績を有すること。
① 用途 劇場、映画館、演芸場、物品販売を営む店舗等又は事務所
② 構造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造
③ 規模 延床面積10,000㎡以上
ロ）建設担当企業 以下の基準を満たす工事を元請負人として施工した実績を有すること。
① 用途 劇場、映画館、演芸場、物品販売を営む店舗等又は事務所
② 構造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造
③ 規模 延床面積10,000㎡以上
特定ＪＶ代表者、構成員ともに上記の規模とする。また、特定ＪＶとしての実績は出資比率に応じて算定する。ただし、特定ＪＶとしての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。